

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 改正の内容

一 位置情報記録・送信装置は、衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又は送信する機能を有する装置をいうこととする。（第一条関係）

二 位置情報の取得方法は、次に掲げる方法とすることとする。（第二条関係）

（一）位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を閲覧する方法

（二）位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法

（三）位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法

三 相手方の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とすることとする。（第三条関係）

（二）相手方の所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること

(二) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること

(三) 現に相手方の移動の用に供されている自動車等に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること

第二 施行期日

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとする。（附則関係）